

規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇九九

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一警察本部の項中「警察署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東）」を「警察署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。